

別添 3

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準改正表

昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号薬務局長通知別添 1「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」、昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号薬務局長通知別添 1「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 2）」及び昭和 56 年 3 月 31 日薬発第 330 号薬務局長通知別添「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 3）」中、廃棄方法の欄の用語を次表のとおり改正する。

番号	品 目	従前の用語	改正後の用語
4	弗化水素及びこれを含有する製剤	「(1) 中和沈殿法」	「(1) 沈殿法」
5	アクリルニトリル (アクリロトリル)	「(2) アルカリ処理法」	「(2) アルカリ法」
6	アクロレイン	「(2) 酸化分解法」	「(2) 酸化法」
9	塩 素	「(1) アルカリ処理法」	「(1) アルカリ法」
13	硅弗化水素酸	「(1) 中和沈殿法」	「(1) 分解沈殿法」
14	ジメチル硫酸	「(2) 分解法」	「(2) アルカリ法」
15	臭 素	「(1) アルカリ処理法」	「(1) アルカリ法」
21	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤	「(1) 薬剤処理法」	「(1) 酸化法」
その 2-13	有機シアン化合物及びこれを含有する製剤 [アセトンシアンヒドリン]	「(2) アルカリ塩素法」 同法中の「シアン」	「(2) 酸化法」 「CN 成分」
その 2-26	硫化磷及びこれを含有する製剤 [五硫化ニリン]	「(2) 分解法」	「(2) 酸化法」
その 3-9	二硫化炭素	「(1) アルカリ塩素法」	「(1) 酸化法」